

盛岡地方振興局長告示第114号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年9月12日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101743	株式会社プレーゴヘルパーステーション	盛岡市本宮三丁目29番1号	盛岡市本宮三丁目15番26号	平成20年8月25日
0372200600	ケナフヘルパーステーション	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割字田郷200番12	〃